

2021 令和3年9月期
にしんレポート
NISHIHYOGO SHINKIN BANK



●豊かな街づくりをお手伝いする●

西兵庫信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/nisisin/>



地域社会への貢献活動について

当金庫は、利益の極大化を追求する経営とは異なり、自らの地域社会ビジョンを持ち、地域市民、地域社会の新しい風を感じながら、一人ひとりの会員・お客様からもたらされる恵み（経済的・文化的・社会的恵み）に対して価値を提供する、共に持ち寄って利益を分かち合う組織を目指しております。

よって、金融面だけでなく、創業以来、文化的・社会的貢献にも力を入れております。



一般財団法人「にしん 地域振興財団」



にしん地域振興財団は、地域貢献の一環として当金庫が基金の全額を拠出して設立した財団です。
現在の基本財産は1億8千5百万円となっております。西播磨地域の振興・発展を図るために、様々な事業の助成を行っております。

1 コミュニティ活動に対する助成事業

西播磨地域内の町内会、子供会、老人会等の諸団体が行うコミュニティ活動及び公共団体が主催する行事に対して助成する。
○市民まつり ○花火大会 ○各種スポーツ大会 ○その他コミュニティ活動

2 地場産業の振興・発展に関する活動の助成事業

各種組合・諸団体が行う地場産業の振興・発展に関する事業、研究活動に対して助成し、地場産業の活性化に寄与する。
○木材業活性化 ○良質材調査研究 ○商店街活性化事業

3 青少年の健全育成活動への助成事業

青少年の健全育成、体力づくり及び非行防止を図り、青少年団体が行う諸活動に対して助成する。
○青少年スポーツ大会 ○児童、生徒健全育成事業

4 野外レクリエーション施設・社会福祉等公共施設の整備に関する助成事業

○公共施設の建設 ○備品等の整備事業

宍粟市内幼稚園等への
図書カード贈呈



お礼状 一宮北小学校



龍野北高等学校による
ショーウィンドウディスプレイ
(令和3年6月)



地域貢献活動

CS（顧客満足）活動、地域の環境整備への貢献、
地元企業への経営支援・交流活動を行っております。



お客さまの課題解決支援の取組み

当金庫はお客さまが抱える様々な課題の解決を支援するために積極的に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業等の思い切った事業再構築への挑戦を支援する「事業再構築補助金」の申請では、3次公募までで14件の申請支援を行いました。

株式会社前後前様
事業再構築補助金を活用した新分野展開への挑戦



事業計画内容の相談風景



新分野展開の拠点となる複合施設
(姫路市家島町)

地域応援定期預金

新型コロナウイルス感染症の影響により大きな影響を受けている地域を応援すべく、定期預金の預入額に応じて地域の自治体に寄付を行う「地域応援定期預金」の募集を6月1日～8月末まで実施しました。

地域の皆さまのご支援、ご協力により姫路市、宍粟市、たつの市、加古川市、太子町、高砂市、相生市、佐用町、明石市に総額256万円の寄付を行うことができました。



景気動向調査

当金庫では、西播磨4市3町の中小企業103社を対象にした「にしん景況レポート」を発行しております。
ご覧になりたい方は、遠慮なく窓口にお申し付け下さい。
また、HPにも掲載しております。





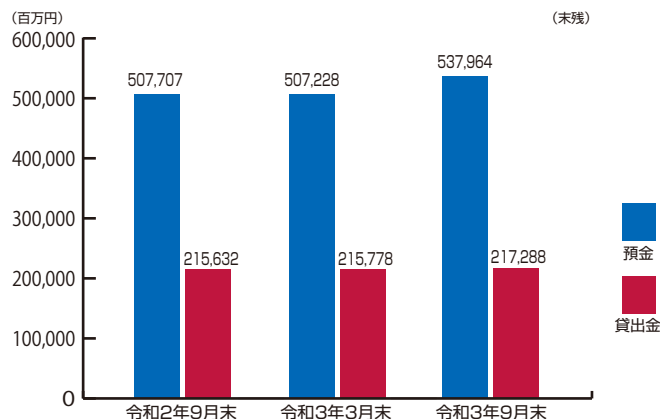
地域で最も信用、信頼される 金融機関をめざして

皆様には、平素より「西兵庫信用金庫」に格別のお引き立てを賜り、心より厚くお礼申し上げます。当金庫は経営の透明性を高めていくことが、お取引いただいているお客様や地域の皆様方の信頼を得ることであると考え、令和3年度上半期の経営について主な内容を開示することと致しました。今後ともより一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

預金・貸出金の状況

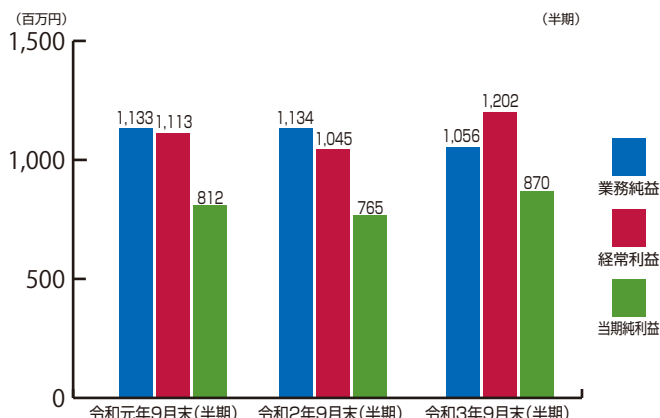
預金残高については、個人預金、法人預金ともに増加し、令和3年9月末残高は**5,379億円**(前期末比307億円、6.0%増)となりました。

貸出金残高については、一般法人を中心に増加し、令和3年9月末残高は**2,172億円**(前期末比15億円、0.7%増)となりました。



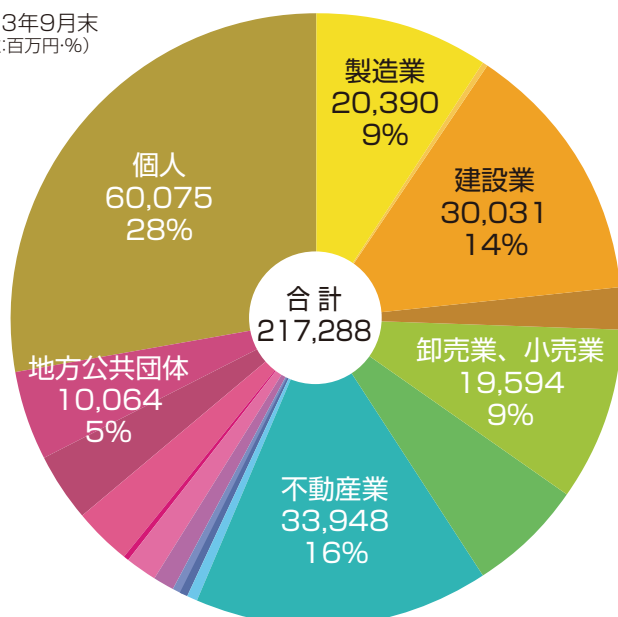
損益の状況

金融機関の本業での収益力を示す業務純益は10億5千6百万円、経常利益は12億2百万円、当期純利益は8億7千万円となりました。



貸出金の内訳

令和3年9月末
(単位:百万円・%)



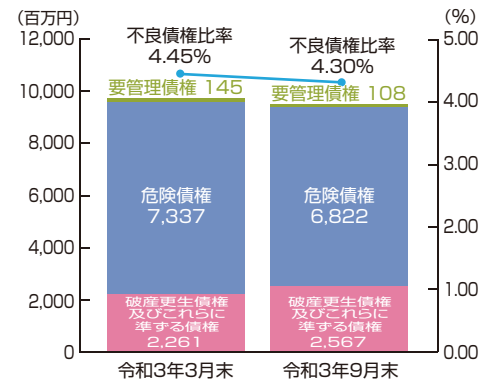
(注) 計数は単位未満を切り捨てて表示しております。

	令和3年3月末	令和3年9月末
製造業	20,080	20,390
農業、林業	592	589
漁業	9	7
鉱業、採石業、砂利採取業	34	29
建設業	29,610	30,031
電気、ガス、熱供給、水道業	123	116
情報通信業	122	118
運輸業、郵便業	4,128	4,577
卸売業、小売業	18,409	19,594
金融業、保険業	11,945	13,422
不動産業	34,610	33,948
物品賃貸業	1,152	1,193
学術研究、専門・技術サービス業	825	846
宿泊業	886	839
飲食業	2,674	2,685
生活関連サービス業、娯楽業	2,851	3,447
教育、学習支援業	441	468
医療、福祉	7,014	6,991
その他のサービス	7,874	7,851
地方公共団体	12,017	10,064
個人	60,374	60,075
合計	215,778	217,288

金融再生法の債権区分

	令和3年 3月末	令和3年9月末				
	開示残高	開示残高(A)	保全額(B)	担保・保証による 回収見込額	貸倒引当金	保全率(B/A)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,261	2,567	2,567	1,262	1,304	100.00%
危険債権	7,337	6,822	6,473	4,629	1,843	94.88%
要管理債権	145	108	93	81	12	85.98%
小計(再生法開示債権)	9,745	9,499	9,134	5,974	3,160	96.16%
正常債権	209,186	211,227				
総与信	218,931	220,726				
不良債権比率	4.45%	4.30%				

注：1. 上記の令和3年9月末の計数は「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に規定する 各債権のカテゴリーにより分類しております。
2. 金融再生法の債権区分と債務者区分との関係
破産更生債権及びこれらに準ずる債権・・・実質破綻先、破綻先の債権
危険債権・・・破綻懸念先の債権
要管理債権・・・要注意先のうち、元金または利払いが3カ月以上延滞しているか、または貸出条件を緩和している貸出金



不良債権（再生法開示債権）の中には、担保や保証で保全されているもの等が含まれておりますので、全てが回収不能になるわけではありません。

有価証券の時価情報

満期保有目的の債券

種 類		令和3年3月末			令和3年9月末		
		貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)	貸借対照表計上額(A)	時価(B)	差額(B-A)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	847	895	47	704	748	43
	社 債	200	216	16	200	215	15
	そ の 他	1,275	1,280	4	1,058	1,061	3
小 計		2,323	2,391	68	1,962	2,025	62
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
小 計		—	—	—	—	—	—
合 計		2,323	2,391	68	1,962	2,025	62

その他有価証券

種 類		令和3年3月末			令和3年9月末		
		貸借対照表計上額(A)	取得原価(B)	差額(A-B)	貸借対照表計上額(A)	取得原価(B)	差額(A-B)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,140	999	140	1,180	1,022	157
	債 券	57,379	56,341	1,038	70,704	69,504	1,199
	国 債	9,802	9,388	414	10,685	10,251	433
	地 方 債	15,050	14,768	282	15,538	15,253	285
	社 債	32,527	32,185	342	44,480	43,999	481
	そ の 他	23,051	22,251	800	28,843	27,863	980
小 計		81,571	79,592	1,979	100,727	98,391	2,336
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	971	1,124	▲ 152	1,151	1,327	▲ 175
	債 券	54,425	55,221	▲ 795	43,260	43,636	▲ 376
	国 債	8,261	8,389	▲ 127	10,147	10,187	▲ 39
	地 方 債	7,171	7,282	▲ 111	7,253	7,310	▲ 56
	社 債	38,992	39,549	▲ 556	25,858	26,139	▲ 280
	そ の 他	29,525	30,323	▲ 797	30,363	31,168	▲ 804
小 計		84,923	86,669	▲ 1,745	74,775	76,132	▲ 1,357
合 計		166,494	166,262	233	175,503	174,523	979

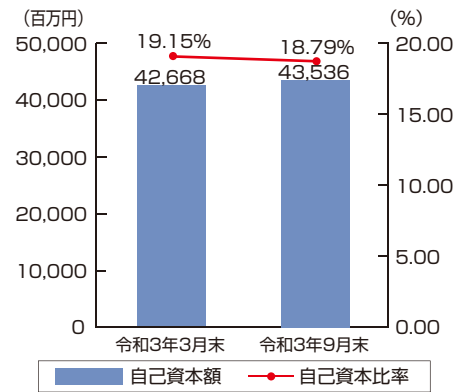
時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

内 容	令和3年3月末	令和3年9月末
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子 会 社 ・ 子 法 人 等 株 式	10	10
非 上 場 株 式	17	13
組 合 出 資 金	—	—
合 計	27	23



自己資本比率（国内基準）

「自己資本比率」は経営の健全性を示すもっとも重要な指標です。当金庫の自己資本比率は、**18.79%**と国内基準の4%さらには、国際基準の8%を大きく上回って推移しております。また、自己資本額におきましても**435億円**となり、自己資本の充実が図れました。



令和3年9月末の自己資本比率については、自己査定に基づいて、貸倒引当金処理を行った計数により算出してしております。

■自己資本の構成に関する事項

(単位: 百万円・%)

項 目	令和3年3月末	令和3年9月末
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	42,543	43,413
うち、出資金及び資本剰余金の額	969	969
うち、利益剰余金の額	41,611	42,443
うち、外部流出予定額 (△)	38	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	176	172
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	176	172
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	42,719	43,585
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	51	49
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	51	49
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	51	49
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	42,668	43,536
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	211,927	220,831
資産 (オン・バランス) 項目	205,980	214,496
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	▲ 4,048	▲ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	▲ 4,048	▲ 1,425
オフ・バランス項目	5,579	5,897
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	367	437
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,846	10,846
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	222,773	231,677
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	19.15%	18.79%

※自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第21号）」に基づき算出してあります。なお、当金庫は国内基準金庫であります。

■自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

項 目	令和3年3月末		令和3年9月末	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額の合計	211,927	8,477	220,831	8,833
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	208,577	8,343	214,574	8,582
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	240	9
外国の中央政府及び中央銀行向け	109	4	259	10
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	50	2	50	2
外国の中央政府等以外の公共部門向け	85	3	111	4
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	50	2	50	2
我が国の政府関係機関向け	458	18	368	14
地方三公社向け	0	0	0	0
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	40,876	1,635	48,162	1,926
法人等向け	73,762	2,950	75,759	3,030
中小企業等向け及び個人向け	36,922	1,476	38,151	1,526
抵当権付住宅ローン	6,800	272	6,626	265
不動産取得等事業向け	18,549	741	18,249	729
3カ月以上延滞等	614	24	777	31
取立未済手形	21	0	24	0
信用保証協会等による保証付	1,726	69	1,724	68
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	3,866	154	3,323	132
上記以外	24,483	979	20,695	827
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	7,031	281	7,244	289
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額にされなかったものの額	▲ 4,048	▲ 161	▲ 1,425	▲ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	367	14	437	17
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	10,846	433	10,846	433
ハ. 総所要自己資本額 (イ+ロ)	222,773	8,910	231,677	9,267

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「3カ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナルリスク相当額を算定しています。
5. 総所要自己資本額＝自己資本比率の分母の額×4%

＜オペレーショナル・リスク相当額（基礎的手法）＞の算定方法＞
粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

にしん 店舗ネットワーク

森の妖精/サッキー 森の妖精/ネーチャ

店舗一覧・
店外ATMコーナー



西播磨エリア

■宍粟地区

本店営業部	〒671-2595 宍粟市山崎町山崎190	TEL.0790-62-2020
千種支店	〒671-3201 宍粟市千種町千草85	TEL.0790-76-2010
上野支店	〒671-4221 宍粟市波賀町上野208-9	TEL.0790-75-2010
一宮支店	〒671-4131 宍粟市一宮町安積1357-7	TEL.0790-72-0660

■揖保・佐用地区

新宮支店	〒679-4313 たつの市新宮町新宮769-1	TEL.0791-75-1315
太子支店	〒671-1561 揖保郡太子町鰯27-1	TEL.079-277-1881
龍野支店	〒679-4167 たつの市龍野町富永491-4	TEL.0791-62-2080
相生支店	〒678-0023 相生市向陽台6-4	TEL.0791-22-2488
佐用支店	〒679-5301 佐用郡佐用町佐用216-1	TEL.0790-82-0240

中播磨エリア

■姫路地区

林田支店	〒679-4221 姫路市林田町林谷569-1	TEL.079-261-2222
安富支店	〒671-2401 姫路市安富町安志1127-4	TEL.0790-66-2400
姫路支店	〒670-0046 姫路市東雲町4丁目6-1	TEL.079-297-1210
姫路北支店	〒670-0074 姫路市御立西5丁目14-1	TEL.079-298-0221
高岡支店	〒670-0061 姫路市西今宿3丁目9-1	TEL.079-298-1151
勝原支店	〒671-1213 姫路市勝原区宮田171-1	TEL.079-274-2020
京口支店	〒670-0844 姫路市城東町野田1-7	TEL.079-223-2440
夢前支店	〒671-2103 姫路市夢前町前之庄1173-1	TEL.079-336-2345
姫路中央支店	〒672-8071 姫路市飾磨区構4丁目63-3	TEL.079-233-5200
飾磨支店	〒672-8038 姫路市飾磨区阿成鹿古265	TEL.079-235-2424
大津支店	〒671-1131 姫路市大津区天神町1丁目80	TEL.079-239-3300
別所支店	〒671-0221 姫路市別所町別所2丁目69-5	TEL.079-253-6226
網干支店	〒671-1252 姫路市網干区垣内東町151-2	TEL.079-272-2440

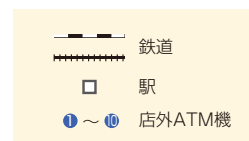
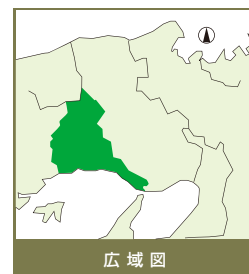
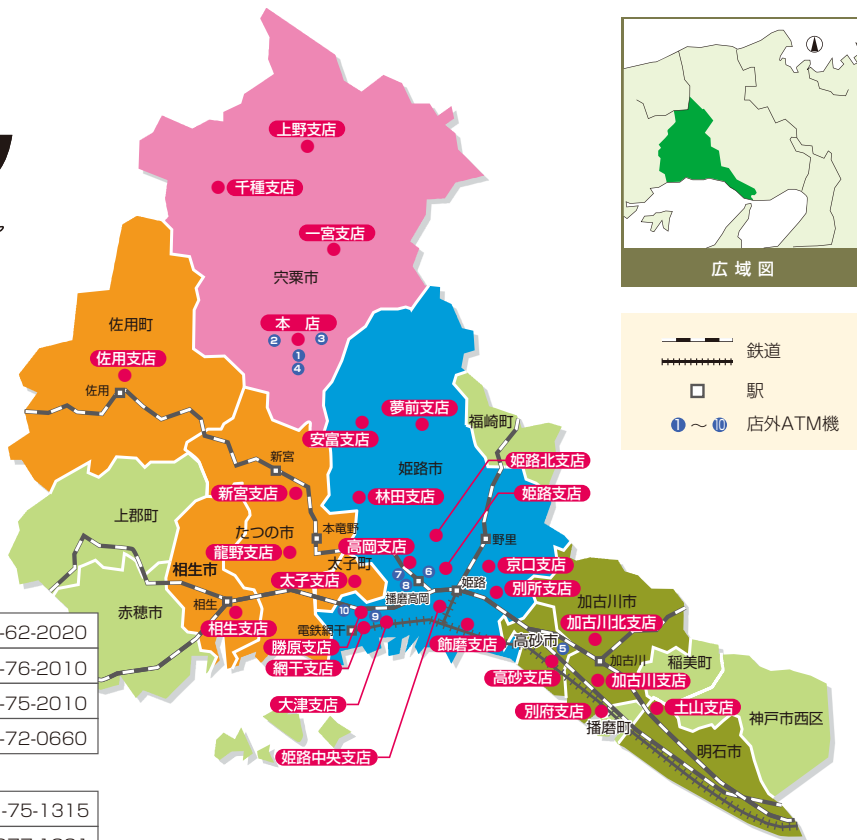
東播磨エリア

■高砂・加古川・明石地区

高砂支店	〒676-0005 高砂市荒井町御旅2丁目10-2	TEL.079-443-1313
加古川支店	〒675-0031 加古川市加古川町北在家2237	TEL.079-424-2424
加古川北支店	〒675-0067 加古川市加古川町河原172-2	TEL.079-421-2424
別府支店	〒675-0123 加古川市別府町朝日町3-1	TEL.079-435-0088
土山支店	〒674-0074 明石市魚住町清水2362-187	TEL.078-942-1212

店外ATMコーナー

出張所名	
1 本店南口出張所	6 コープ田寺出張所
2 宍粟総合病院出張所	7 姫路赤十字病院出張所
3 宍粟市役所出張所	8 姫路循環器病センター出張所
4 サキランド出張所	9 イオンモール姫路大津出張所
5 アスパ高砂出張所	10 ツカザキ病院出張所



にしんのATMは終日手数料無料です

当金庫ではお客様に、より便利にご利用いただきますよう平成22年10月1日より当金庫のキャッシュカードで当金庫のATMをご利用の場合の手数料を、終日無料とさせていただきます（土曜・日曜・祝日も無料）。
なお、他金融機関のキャッシュカードをご利用の場合や一部のATMコーナーについては、通常どおりATM手数料をいただきます。
ご不明の点は、お取引店へお問い合わせください。

マルチペイメントネットワークダイレクト方式サービスの取扱いについて

マルチペイメントネットワークを利用した新たな国税納付サービスを取扱っております（国税の電子申請「e-Tax」とセットでのご利用となります）。国税のほか、地方税、財務省理財局、国土交通省、軽自動車検査協会、財務省関税局の収納にもご利用いただけます。電子申請に連動して、納付者が事前登録した金融機関の口座から納付金が引落される電子申請から電子納付までをワンストップで行なうことができる便利なサービスです。詳しくは、お取引店またはにしんインターネットバンキングヘルプデスク（0790-62-8124）までお問い合わせください。

手形に代わる支払手段…電子記録債権「でんさい」について

〈電子記録債権とは〉
1. 平成20年12月に施行された「電子記録債権法」により創設されたITを活用した新しい支払い手段です。
2. 手形や売掛債権の問題点を克服し、中小企業の資金調達の円滑化を図ることを目的としています。
3. インターネット（PC）などを通じて、電子記録債権を記録・管理する電子記録債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、支払いにご利用いただくことができます。
当金庫は、この電子記録債権を便利にご利用いただくためのお手伝をさせていただきます。詳しくはお取引店へお問い合わせください。

特殊詐欺防止に向けて取り組んでいます

従来型の振り込み詐欺に加え、ATMへ誘導する還付金詐欺、あるいはインターネット上でのウイルス対策のサポート費用等を請求する架空料金請求詐欺や投資関連詐欺が増加しております。送金する前、先ずご相談下さい。
なお、当金庫では特殊詐欺被害発生防止のため、次のような取り組みをしています。
1. ATMコーナーでの取り組み
○注意喚起のポスターを掲示しています。
○ATMに注意文言を表示しています。
○ATMコーナーでの携帯電話のご利用をご遠慮いただいております。
2. 窓口での取り組み
○疑わしいと思われる取引の場合は、職員がお客様に一声かけるようにさせていただいております。
○大口の現金支払いについては、振込又は自己宛小切手の発行をお勧めしております。



●豊かな街づくりをお手伝いする●

西兵庫信用金庫

<https://www.shinkin.co.jp/nisisin/>